

防整施（事）第145号
28.3.31

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事発注の公正を確保する措置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第11号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事発注の公正を確保する措置

1 審査等機関の設置

(1) 競争参加資格・指名審査委員会の設置

防衛省の契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項による建設工事をいう。以下同じ。）及び業務委託（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に定める技術業務をいう。以下同じ。）（以下「建設工事等」という。）に関し、入札及び契約の公正性の確保及び品質の確保の促進を図るため、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）に、次の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項の審査を行わせるための競争参加資格・指名審査委員会を設置するものとする。

ア 建設工事に係る一般競争入札方式

(ア) 競争参加資格

(イ) 入札参加希望者の適格性

(ウ) 総合評価落札方式に関する評価項目及び評価基準の設定並びに技術提案の審査及び評価

イ 建設工事に係る公募型指名競争入札方式

(ア) 競争参加資格

(イ) 入札参加希望者の適格性

(ウ) 指名に付する競争参加者

(エ) 総合評価落札方式に関する評価項目及び評価基準の設定並びに技術提案の審査及び評価

ウ 建設工事に係る指名競争入札方式（公募型指名競争入札方式を除く。）及び随意契約方式

指名に付する競争参加者及び随意契約方式に付する見積依頼の相手方

エ 建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札方式（公募型指名競争入札方式を除く。）及び随意契約方式

指名に付する競争参加者及び随意契約方式に付する見積依頼の相手方

オ 建設コンサルタント業務等に係るプロポーザル方式等（簡易公募型プロポーザル方式等を含む。）による契約

(ア) 技術提案書の提出者の選定の適格性

(イ) 技術提案書及びその特定の適格性

(ウ) 指名に付する競争参加者

(2) 公正入札調査委員会の設置

防衛省発注機関が発注する建設工事等に関し、談合の疑いに関する情報があつた場合又は入札手続の過程において談合の疑いが生じた場合に、よりの確な対応を行わせるため、防衛省発注機関に公正入札調査委員会を設置するものとする。

2 指名競争入札方式の公正確保措置

(1) 契約担当官等は、次に掲げる事項について審査の上、競争参加者の指名を行うものとする。

ア 不誠実な行為の有無

イ 資力及び経営状況

ウ 技術的適性

エ 施工成績

オ 地域性、特に地元業者への配慮

カ 受注意欲

キ 隣接工事の有無

ク 安全管理、労働福祉の状況

ケ 支店・営業所等の有無

コ 指名・受注の状況

(2) 契約担当官等は、原則として、調査、測量又は設計を受注した業者及び当該業者と密接な関連のある業者を、当該調査、測量又は設計に係る建設工事の競争参加者として指名しないものとする。

(3) 契約担当官等は、指名を受けた業者が当該指名に係る建設工事等の入札を辞退した場合には、当該建設工事等について、原則として競争参加者の追加指名は行わないものとする。また、契約担当官等は、競争参加者の指名に際しては、従来どおり、入札辞退者については以後の建設工事等の発注に当たり何ら不利益な取扱いをするものではない趣旨を周知するものとする。

3 建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表

契約担当官等は、建設コンサルタント業務等について、入札結果及び契約の相手方等を公表するものとする。

ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第1号又は第7号の規定により随意契約方式によることとした建設コンサルタント業務等については、公表の対象としないものとする。

4 総合評価落札方式の実施に伴う学識経験者の意見聴取

(1) 整備計画局長は、総合評価落札方式の実施方針及び複数の建設工事に共通する評価方法を定めるに当たり、学識経験者の意見を聴取するものとする。

(2) 契約担当官等は、高度な技術を含む技術提案の評価等必要に応じ個別の建

設工事の評価方法及び落札者の決定について、学識経験者の意見を聴取するものとする。

- 5 本通達の実施に関し、必要な細部事項は、整備計画局長が定めるものとする。